

愛知県立大府高等学校（定時制）いじめ防止基本方針

I いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるという認識に基づき、教職員は、日頃からいじめ問題に関する研修に努めるとともに、生徒とのコミュニケーションを大切にし、ささいな変化やいじめの兆候を見逃さないように努め、情報を共有して学校全体で速やかに組織的に指導に当たっていきます。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。学校教育全般を通じて、生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える温かい人間関係を育て、「いじめや暴力は人間として決して許されない」という意識を徹底させ、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。また、授業やささまざまな体験活動等を通して生徒が充実感を得られる学校生活を送り、人間的に成長できるよう取組の充実を図ります。

II いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことなく組織として対応するために、「生徒指導・いじめ等対策委員会」を設置する。

(1) 「生徒指導・いじめ等対策委員会」について

ア 委員会のメンバー

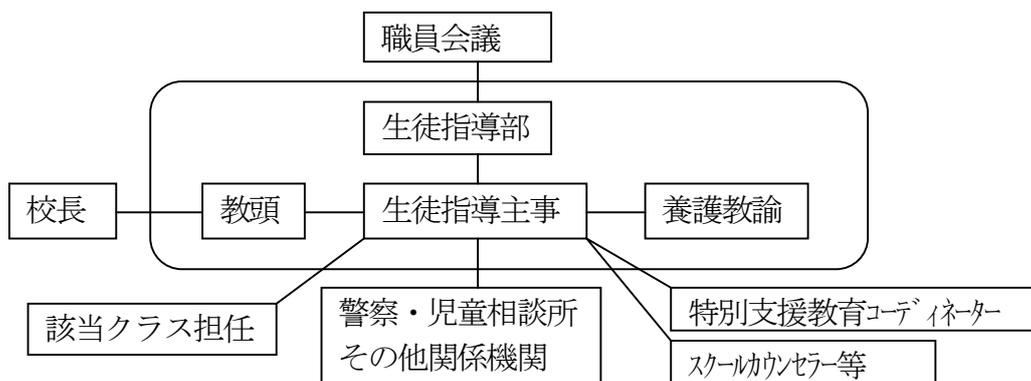
教頭、生徒指導主事、生徒指導部、養護教諭

イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し実際の対応を行う。（必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。）

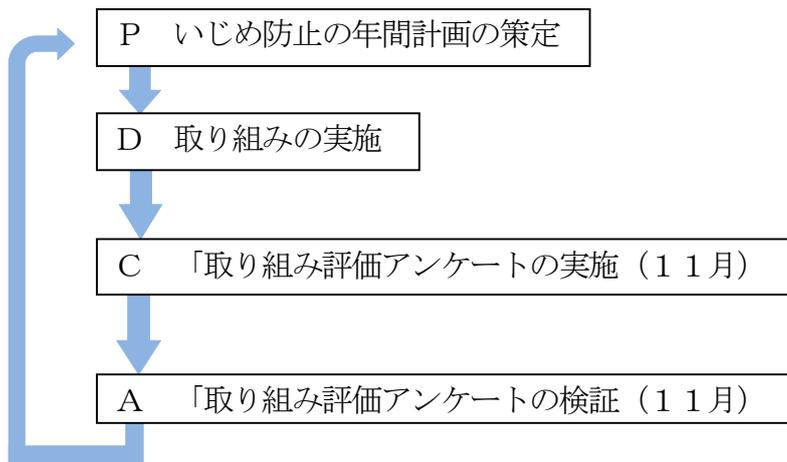
【組織図】

生徒指導・いじめ等対策委員会



(2) 「生徒指導・いじめ等対策委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証（PDCAサイクル）



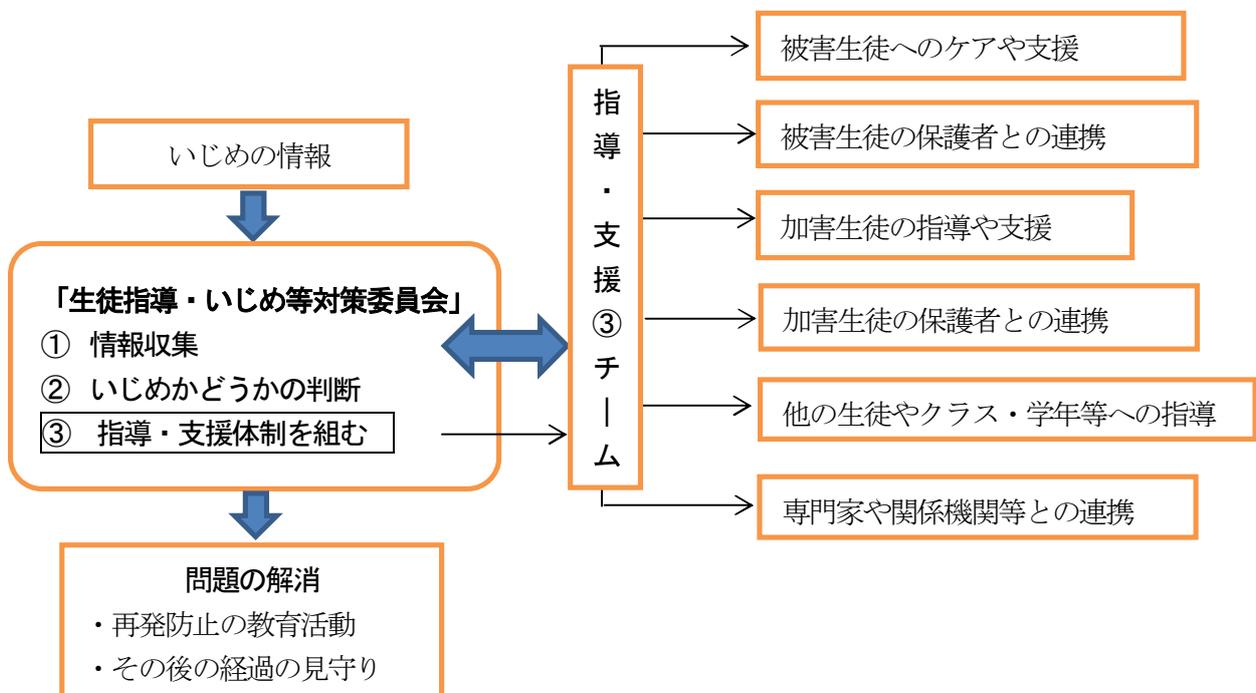
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「生徒指導・いじめ等対策委員会」で検討した内容を職員会議で報告する。
- ・年3回、いじめ問題を含む生徒指導に関わる諸問題についての現職研修を実施する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



オ 重大事態への対応

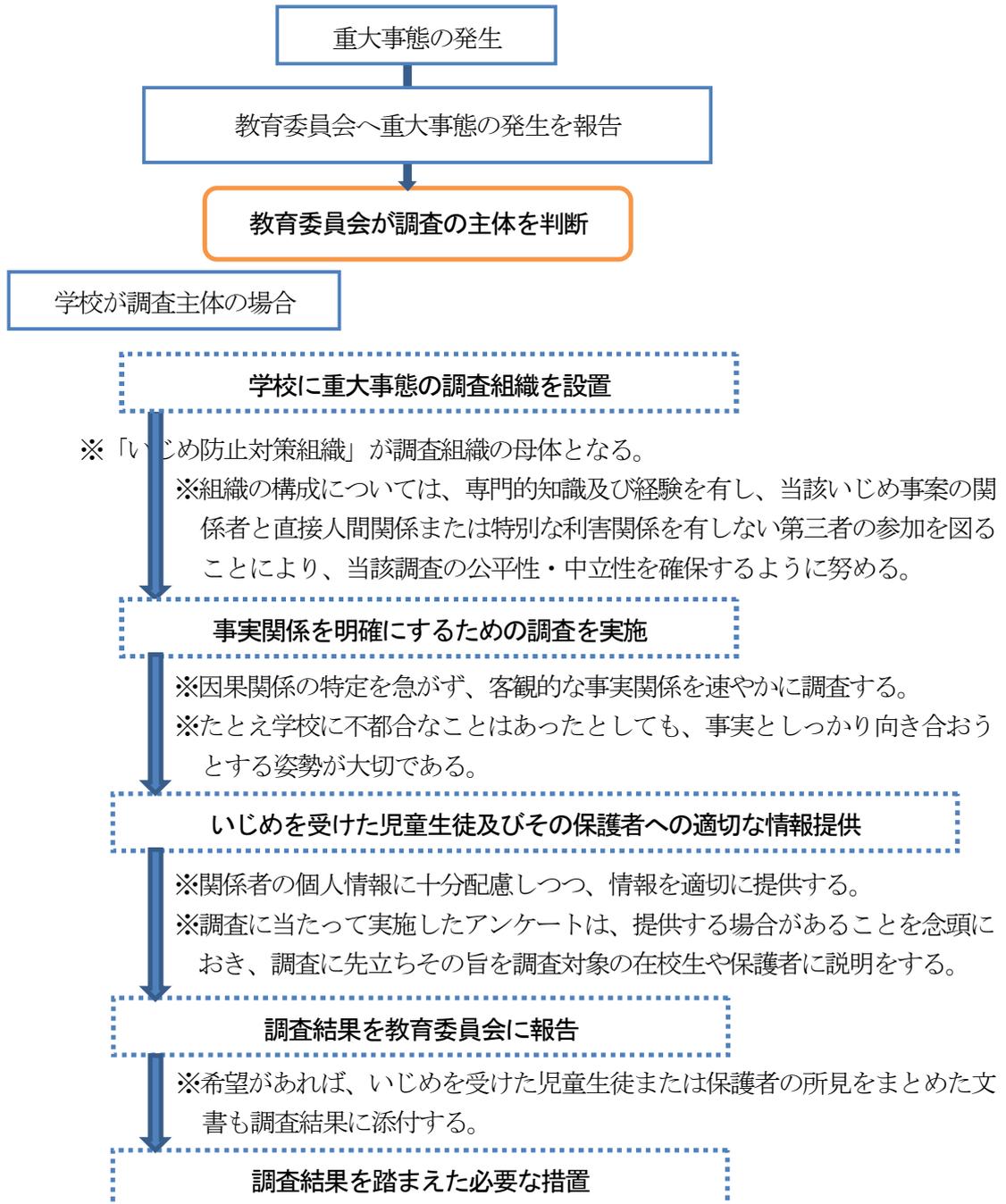
重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「生徒指導・いじめ等対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

【文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」より

(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、生徒に、人を思いやる心や互いに認め合える温かい人間関係を育てる。
- ウ ささまざまな体験活動に、生徒に主体的に取り組ませることを通して、集団の一員としての自覚と自信を身に付けさせるとともに、達成感・自己有用感を持たせる。
- エ 授業規律の徹底を図るとともに、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努め、生徒が主体的に学習に取り組む態度を養う。
- オ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、生徒とのコミュニケーションを大切にし、ささいな変化やいじめの兆候を見逃さないようにし、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「生徒指導・いじめ等対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- ウ 定期的な「いじめアンケート調査」(年3回)の実施や教育相談の充実を図る。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「生徒指導・いじめ等対策委員会」で組織的に対応する。
- イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

(取組の年間計画)

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ・不登校対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
4月	○保健調査の実施【新入生】 [保健厚生部] ○オリエンテーション[各分掌] ○教育相談やSCの周知[生徒指導部] ○自己をみつめる指導(自立度チェック・自分調べ)	○登校指導(毎日) ○生徒指導部会での情報交換(毎週) ○職員会議での情報交換(毎週)	○いじめ防止基本方針の周知と確認	○新入生保護者会 ○ふじの会
5月	○自己をみつめる指導(マナーとエチケット)[生徒指導部] ○生活体験作文指導[国語科]	○登校指導(毎日) ○生徒指導部会での情報交換(毎週)	○現職研修①	○ふじの会

	○面接週間[各担任] ○安全講座(情報モラル) [生徒指導部]	○職員会議での情報交換 (毎週)		
6月	○体育大会[生徒会] ○進路ガイダンス[進路指導部] ○生活体験作文指導[国語科]	○「いじめアンケート」 の実施 ○登校指導(毎日) ○生徒指導部会での情報 交換(毎週) ○職員会議での情報交換 (毎週)	○「いじめアンケー ト」の検証	○部活動定通大 会 ○体育大会の公 開及び保護者の 参加
7月	○夏休みの生活指導[生徒指導部]	○登校指導(毎日) ○生徒指導部会での情報 交換(毎週) ○職員会議での情報交換 (毎週)	○現職研修②	○ふじの会 ○保護者会
8月				
9月	○校外学習[生徒会] ○進路ガイダンス[進路指導部] ○安全講座[生徒指導部] ○修学旅行【4年】	○登校指導(毎日) ○生徒指導部会での情報 交換(毎週) ○職員会議での情報交換 (毎週)		○ふじの会 ○部活動定通大 会
10月	○面接週間[各担任] ○文化祭準備[生徒会・各担任]	○登校指導(毎日) ○生徒指導部会での情報 交換(毎週) ○職員会議での情報交換 (毎週)		○ふじの会 ○部活動定通大 会
11月	○文化祭[生徒会・各担任] ○生活実態調査の実施[生徒指導部]	○「いじめアンケート」 の実施 ○登校指導(毎日) ○生徒指導部会での情報 交換(毎週) ○職員会議での情報交換 (毎週)	○「いじめアンケー ト」の検証 ○全教職員対象の 「取組評価アン ケート」の実施→検 証	○文化祭公開及 び共同開催 ○部活動定通大 会
12月	○人権講座[生徒指導部] ○球技大会[生徒会]	○登校指導(毎日) ○生徒指導部会での情報 交換(毎週) ○職員会議での情報交換 (毎週)		○ふじの会 ○保護者会
1月	○予餞会準備[生徒会・各担任]	○登校指導(毎日) ○生徒指導部会での情報 交換(毎週) ○職員会議での情報交換 (毎週)	○現職研修③	○ふじの会
2月	○予餞会[生徒会] ○進路ガイダンス[進路指導部]	○登校指導(毎日) ○生徒指導部会での情報 交換(毎週)	○自己評価 ○「いじめアンケー ト」の検証	○ふじの会

		<ul style="list-style-type: none"> ○職員会議での情報交換 ○「いじめアンケート」の実施 		
3月	○生徒会活動[生徒会]		○学校関係者評価の結果を検証し、「いじめ防止基本方針」の見直し	○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。